



市章

大津市公報

令和3年3月30日
号外(第17号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告 示	
80 都市計画の変更について	1
81 都市計画の変更について	1
82 景観計画の変更について	1
83 平成21年告示第26号(大津市屋外広告物条例第5条に規定する市長が指定する区域等について)の一部改正	1

告 示

大津市告示第80号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

大津市長 佐藤 健 司

- 都市計画の種類 用途地域
- 都市計画を変更した土地の区域 大津市山百合の丘の一部及び伊香立下在地町の一部
- 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

大津市告示第81号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

大津市長 佐藤 健 司

- 都市計画の種類 高度地区
- 都市計画を変更した土地の区域 大津市山百合の丘の一部及び伊香立下在地町の一部
- 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

大津市告示第82号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

大津市長 佐藤 健 司

- 変更した景観計画の名称 大津市景観計画
- 効力の発生する日 令和3年3月30日
- 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

大津市告示第83号

平成21年告示第26号(大津市屋外広告物条例第5条に規定する市長が指定する区域等について)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

大津市長 佐藤 健 司

本文に次の1項を加える。

- 5 条例第5条第12号の規定により市長が指定する区域
山百合の丘の一部及び伊香立下在地町の一部

なお、当該区域を表示する図面は、大津市役所都市計画部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。